別紙2

世田谷区情報化事業計画

<令和4年度~令和5年度>

(素案)

令和 4 年 3 月 世田谷区

素案第1.2版: 令和3年9月

目 次

第1章. 計画の主旨	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画期間	1
3. 情報化計画事業の考え方	1
4. 情報化計画事業の評価及び見直し	1
第2章. 事業計画策定の背景及び方向性	2
1. 国の政策動向	2
(1) 国の最新戦略「デジタル社会の実現に向けた重点計画」	2
(2) デジタル改革関連6法	4
(3) デジタル・ガバメント実行計画	5
(4)自治体 DX 推進計画	6
(5)地方公共団体向けセキュリティポリシーガイドラインの改定	7
(6) 個人情報保護制度の見直し	9
2. 東京都の ICT 政策動向	. 11
(1)「未来の東京」戦略	. 11
(2) スマート東京実践戦略	. 13
3. 世田谷区の政策動向	. 15
(1)世田谷区政策方針(令和2年(2020年)9月~令和3年度(2021年度))	15
(2) 世田谷区 DX 推進方針 Ver.1 Re・Design SETAGAYA	. 16
(3)本庁舎等整備	. 17
4. 情報技術の動向	. 18
(1)第 5 世代移動通信システム(5G)	. 18
(2) クラウドサービスの更なる進展とセキュリティ評価制度	. 19
第3章.後期情報化計画事業の進捗状況	. 21
1 後期情報化計画事業の実施状況及び次期への課題	. 21
(1)情報化政策1 区民の力を活かす情報化	. 21
(2)情報化政策2 行政経営を支援する情報化	. 24
(3)情報化政策3 情報化基盤の強化	. 26
第4章. 情報化計画事業	. 28
1 計画事業の考え方	28

第1章. 計画の主旨

1. 計画の位置づけ

本計画は、「世田谷区情報化推進計画(平成 26 年度(2014 年度) ~令和 5 年度(2023 年度))」に基づく情報化計画事業の内容を記載したものであり、区の情報化における実施計画と位置付けられます。

本計画では、後期情報化事業計画(平成30年度(2018年度)~令和3年度(2021年度))の実施状況を踏まえ、情報技術や区の行政に影響の大きな経済・社会的な動向を勘案して、令和4年度(2022年度)から令和5年度(2023年度)における情報化事業計画(調整)を策定しています。

また、本計画は、「官民データ活用推進基本法 (平成 28 年法律第 103 号)」第 9 条第 3 項において市区町村が策定に努めることとされている「市町村官民データ活用推進計画」としての位置付けを併せ持つ計画となります。

2. 計画期間

本計画における計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和5年度(2023年度)の2年間とします。

なお、計画期間終了後については、世田谷区基本計画の改定及び、令和3年度(2021年度)に策定する「(仮称)世田谷区未来つながるプラン 2022-2023(第4章 DX の推進)」を踏まえ、情報化推進計画及び情報化事業計画の位置づけや役割について検討の上、新たな計画を策定する予定です。

3. 情報化計画事業の考え方

令和4年度(2022年度)から令和5年度(2023年度)にかけて実施予定の情報化に係る各種の取組みのうち、ICTを活用した情報化推進の観点から重要性が高く、計画的に取り組むべきものを中心に、情報化計画事業としました。

情報化計画事業は、関連する個別事業により構成されます。

また、「(仮称) 世田谷区未来つながるプラン 2022-2023 (第4章 DX の推進)」にて位置づける事業や取り組み内容ついては、必要に応じて本情報化事業計画にも再掲という形で掲載しています。

4. 情報化計画事業の評価及び見直し

計画期間中、各情報化計画事業の実施状況を定期的に評価するとともに、必要に応じて 内容を見直します。評価及び見直しを実施した場合は、区ホームページ等を通してその結 果を公表します。

第2章. 事業計画策定の背景及び方向性

1. 国の政策動向

国のICT 政策は令和元年に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が全面刷新されて以降、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした社会変容の影響もあり、加速度的に進展をしています。デジタル社会の形成に関する司令塔として「デジタル庁」を設置することを始めとしたデジタル改革関連6法の制定を踏まえ、令和3年には、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が全部改訂され、新たに「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定されました。また、国や地方公共団体のデジタル化についても、「デジタル・ガバメント実行計画」、「自治体DX推進計画」の策定など、国はICT政策を強力に進めています。世田谷区においても、これらの国の政策動向を注視しつつ、国のICT政策と関連性を持ちながら、情報化事業を推進することが求められます。

(1) 国の最新戦略「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

国の IT 戦略は、平成 12 年に「IT 基本法」が施行され、平成 13 年に「e-Japan 戦略」が制定されて以降、技術の進展や社会経済の動向等に併せ、常に ICT 戦略の見直しを行っています。平成 28 年 12 月に、国が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するために、「官民データ活用推進基本法」が施行され、平成 29 年 5 月には、全ての国民が IT 利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されました。その後、同計画は、令和元年 6 月と令和 2 年 7 月に全面刷新され、令和 2 年 7 月には、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容を踏まえ、「デジタル強靭化社会」の実現に向けた基本的枠組みや喫緊に取り組むべき事項、各分野における個別取り組みの方向性について掲げられました。

更に、令和3年9月1日に「IT 基本法」の後継となる「デジタル社会形成基本法」が施行されることを見据え、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が全部改訂され、令和3年6月に新たに「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。本重点計画では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がるとしています。特に、国及び地方公共団体においては、本重点計画に基づくデジタル化の取組を着実に実施することに加え、国民目線でサービス向上に資する取組をできるものから順次積極的に実践していくことが求められます。また、今後、本重点計画を踏まえつつ、令和3年9月のデジタル庁の創設後速やかに、「新重点計画」が策定されることになり

ます。

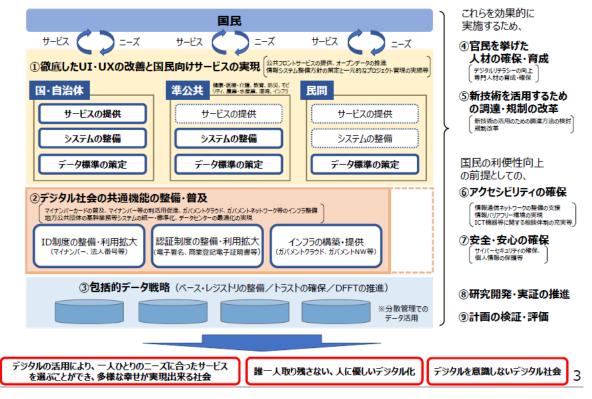


出典: 内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

「デジタル社会の実現に向けた重点計画<概要>」

図 1 デジタル社会の実現に向けた重点計画の位置づけ

デジタル庁が目指す姿 (デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン)



出典: 内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

「デジタル社会の実現に向けた重点計画<概要>」

図 2 デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン

(2) デジタル改革関連6法

新型コロナウイルスの感染拡大により社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りになったことを受け、国は行政のデジタル化により「あらゆる手続が役所に行かずにでき」「必要な給付が迅速に行われる」社会の実現を目指し、デジタル社会の形成に関する司令塔として「デジタル庁」を設置することを「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」において取りまとめました。国はこの取りまとめを踏まえ、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、「IT 基本法」の後継となる「デジタル社会形成基本法案」をはじめとした、デジタル改革関連6法が令和3年5月に成立しました。

「デジタル庁設置法」により、令和3年9月から新たに「デジタル庁」が発足し、デジタル社会形成の司令塔として、国の情報システムの基本方針策定から監督・監理や重要システムの整備、地方共通のデジタル基盤に関する企画と総合調整などを推進することになります。「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」では、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進やオンライン手続の推進、押印等の見直しによる国民の手続の負担の軽減、個人情報保護関係3法を1本の法律に統合するのに合わせ、地方公共団体の個人情報保護制度を全国的な共通ルールに設定することなどが実現されます。

また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」では、地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、基幹系情報システムについて国において統一的な基準を策定することとされており、自治体では、この基準に適合した情報システムの利用が求められることになります。

デジタル関連法案の概要

デジタル社会形成基本法案

・デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、 デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

デジタル庁設置法案

- ・デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能(勧告兼等)を有する組織
- ・国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

・個人情報関係3法を1本の法律に統合 ・押印・書面手続の見直し ・郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化・電子証明書のスマートフォンへの搭載 ・転入地への転出届に関する情報の事前通知

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ・マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録の可能化
- ・緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に登録した講座の利用を可能とする

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ・本人の同意を前提とし、複数口座への付番が行え、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
- ・相続や災害時に預貯金口座の所在を確認できる仕組みを創設

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

・地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める

出典: 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室 資料より作成

図 3 デジタル関連法案の概要

(3) デジタル・ガバメント実行計画

「世界最先端デジタル国家創造官言・官民データ活用推進基本計画」の重点取り組みで あるデジタル・ガバメントの方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ 公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として、国は「デジタル・ガバメント実行 計画」を令和元年 12 月に閣議決定、令和 2 年 12 月に改訂版を閣議決定しました。「デジタ ル・ガバメント実行計画」では、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサー ビスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優し いデジタル化~」を目指し、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメント の取組を加速するとしています。国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおい て、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタ ル・トランスフォーメーションを実現し、「あらゆる手続が役所に行かずにできる」、「必要 な給付が迅速に行われる」といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータ を駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、利用者目線の改革を進 めていくことが求められています。

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

-ズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 人取り残さない、人に優しいデジタル化~ ~誰一 ➤ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速

-ビスデザイン・業務改革 (BPR) の徹<u>底</u>

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条
- ・ ***プローン・ へいついまする、エノ「ノーエノ」できれるサージ 「人歌画」」と図字 に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」な「使利」な行かサービス ** 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される 行政サービスの100%デジタル化の実現
- 業務改革 (BPR) を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

国・地方デジタル化指針

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告 程表含む) 」に基づき推進

- / 国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備 ▼ 国 10月の自報システムの共通基準による「(域内)GのV-Cloud」の正面がの定価 ・ ウンス・ナンリー実現のための社会保障、税・災害の 3 分野以外における情報連携や ブッシュ通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直 1 地方のネットワーク構造の成本的見直し(高速・安価・大容量に) ・ 自治体のネットワーク構造の標本化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用 ・ 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換

- 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設
- マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を 郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、 各種カードとの一体化(運転免許証、在留カード、各種の国家資格等) マイナポータルのUX・UI改善(全自治体接続等)、情報ハブ機能の強化 マイナポータルのUX・UI改善(全自治体接続等)
- ・個人情報保護法制の見直し(法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減) ・戸籍における読み仮名の法制化(カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化)

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備(上記指針以外)

- ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等(デジタルインフラ)の整備
- ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度 (ISMAP) の推進
 情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保
 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ (法人、土地等に関する基本データの場合を表現している。
- タ) の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の 強化等を推進

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

- デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から
- 執行までの各段階における一元的なプロシェクト管理を強化 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計 上の対象範囲を拡大(全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討)
- 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提 案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令
- 和7年度までに3割削減を目指す(令和2年度比) 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組み を早期に導入

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- <mark>書面・押印・対面の見直し</mark>に伴い、行政手続の<mark>オンライン化を推</mark>
- 青面 19甲ド・米回の兄直しに行い、11以上が20カノブラブは5月12年 登記事項証明書(情報連携開始済)、戸籍(令和5年度以降)等について、 行政機関間の情報連携により、順次、<mark>各手続における35付書類の省略を実現</mark>
- 子育て、介護、引越し、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法 人設立に関する手続について<mark>ワンストップサービスを推進</mark>
- 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上

デジタルデバイド対策・広報等の実施

✓ 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施 SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速(国が財源面を含め支援) マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続(条例・規則に基づく
- 行政手続を含む)のオンライン化を推進 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援
- ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進 ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

出典: 内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

「【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要」

図 4 デジタル・ガバメント実行計画の概要

(4) 自治体 DX 推進計画

「デジタル・ガバメント実行計画」における地方公共団体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会の構築に向けた各施策を効果的に実行していくため、総務省は同計画に定める地方公共団体に関連する施策について重点的に取り組むべき内容の具体化と支援策についてまとめた「自治体 DX 推進計画」を策定しています。

自治体 DX 推進計画では、下記 6 つの重点取組事項を掲げており、令和 3 年 7 月に作成された「自治体 DX 推進手順書」に基づき、自治体においても重点取組を推進することとなります。

表 1 自治体 DX 推進計画の重点取組

重点取組事項	概要			
①自治体の情報シス	目標時期を令和 7 年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向			
テムの標準化・共通	けた検討を踏まえ、基幹系 17 業務システムについて国の策			
化	定する標準仕様に準拠したシステムへ移行			
②マイナンバーカー	令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを			
ドの普及促進	保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請			
下仍自及促進	を促進するとともに交付体制を充実			
	令和4年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを			
③自治体の行政手続	用いて申請を行うことが想定される手続(31手続)について、			
のオンライン化	マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライ			
	ン手続を可能にする			
④自治体の AI・RPA	①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA 導入ガイドブ			
の利用推進	ックを参考に、AI や RPA を導入・活用を推進			
(5)テレワークの推進	テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン			
リアレク・グの推進	等を参考に、テレワークの導入・活用を推進			
⑥セキュリティ対策	改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセ			
の徹底	キュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹			
(7) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	底			

出典:総務省 自治体 DX 推進計画より作成

(5) 地方公共団体向けセキュリティポリシーガイドラインの改定

総務省では、平成13年3月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、平成27年には年金機構の情報漏えい事件を受け、自治体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化する「三層の対策」を行ってきました。

一方で、自治体の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下や新たな時代の要請(行政アプリケーションを自前調達方式からサービス利用式へ、行政手続きを紙から電子へ、働き方改革、サイバー攻撃の増加とサイバー犯罪における手口の巧妙化等)を受け、令和2年12月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定しています。

主な改定内容

1. マイナンバー利用事務系の分離の見直し

・住民情報の流出を徹底して防止する観点から他の領域との分離は維持しつつ、国が認めた特定通信(例:eLTAX、 ぴったりサービス)に限り、インターネット経由の申請等のデータの電子的移送を可能とし、ユーザビリティの向上や行政手続のオンライン化に対応

2. LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直し

 効率性・利便性の高いモデルとして、インターネット接続系に 業務端末・システムを配置した新たなモデル(βモデル)を提 示(ただし、採用には人的セキュリティ対策の実施が条件)

3. リモートアクセスのセキュリティ

 業務で取り扱う情報の重要性に合わせて、LGWAN接続系の テレワークについての基本的な考え方、リスク及びセキュリティ要件 とともに、想定されるモデルを記載

4. LGWAN接続系における庁内無線LANの利用

・ LGWAN接続系において庁内無線LANを利用する場合のセキュリティ要件を記載

5. 情報資産及び機器の廃棄

神奈川県におけるHDD流出事案を踏まえ、情報システム機器の廃棄等について、情報の機密性に応じた適切な手法等を整理

6. クラウドサービスの利用

クラウドサービスを利用するにあたっての注意点(サービスレベルの検討の必要性、バックアップを含めた必要なサービスレベルを保証させる契約締結等)を記載

7. 研修、人材育成

各自治体の情報セキュリティ体制・インシデント即応体制の 強化について記載

※ その他、平成30年の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定の内容を反映

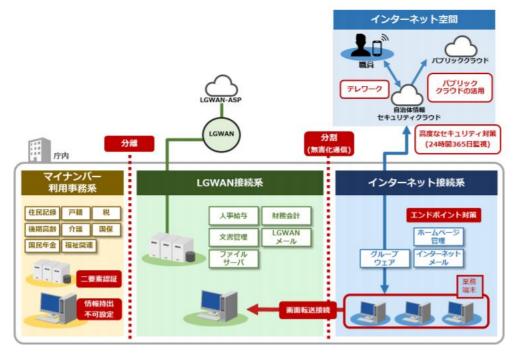
出典:総務省 「「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について」

図 5 地方公共団体向けセキュリティポリシーガイドラインの主な改定内容

また、ガイドラインの改定に伴い従来の「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、効率性・利便性を向上させることを目的とした自治体の情報ネットワークのモデルとして、従来型の「 α モデル」に加えて、「 β モデル」と「 β' モデル」が公表されています。自治体においても、各モデルの特徴やセキュリティ対策等を踏まえ、情報ネットワークのあり方を見直すことが求められています。

表 2 情報ネットワークのモデル

モデル	モデルの特徴
α モデル(従来モデル)	従来の「三層の対策」によるネットワーク強靭化の方式
βモデル	インターネット接続系に主たる業務端末を置き、入札情報や職員
	の情報等重要な情報資産は LGWAN 接続系に配置する方式
β' モデル	インターネット接続系に主たる業務端末と入札情報や職員の情
	報等重要な情報資産を配置する方式
	※機密性レベル 3 に該当する秘密情報に相当する機密性を要す
	る情報資産を想定



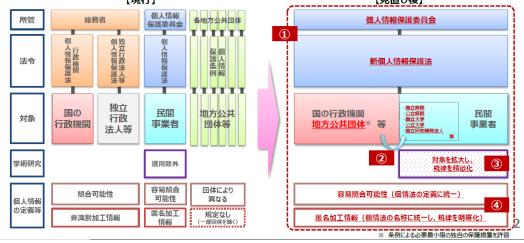
出典:総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和 2 年 12 月版)」

図 6 情報ネットワークの β モデル

(6) 個人情報保護制度の見直し

デジタル関連 6 法の一つである「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和 3 年 5 月に成立しました。個人情報保護制度の見直しの背景としては、国では「デジタル庁」の創設をはじめ、国や地方のデジタル改革を強力に推進していく方針であることや、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景とした官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化していること等が示されています。これらの背景を受け、個人情報保護制度の見直しとして、個人情報保護関係 3 法を 1 本の法律に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度を全国的な共通ルールに設定することなどが行われることになります。

個人情報保護制度見直しの全体像 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するととも に、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人 情報保護委員会に一元化。 ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。 ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外では なく、義務ごとの例外規定として精緻化。 ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。 【現行】 【見直し後】 各地方公共団体 個人情報保護委員会 所管 総務省 保護委員会 1



出典:個人情報保護委員会

「個人情報保護法の改正について」

図 7 個人情報保護制度見直しの全体像

また、地方公共団体の個人情報保護制度においては、団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうることや、求められる保護水準を満たさない団体がある等の指摘(いわゆる「2000 個問題」)、個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合が課題とされています。これらの課題に対応するために、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保するとされています。これに伴い、世田谷区においても、「個人情報」の定義等の統一や、「オンライ

ン結合制限の規定」の見直しなどについて検討することが必要となります。

2. 東京都の ICT 政策動向

東京都のICT政策についても国の政策動向を踏まえ、東京都独自の戦略として令和元年に「『未来の東京』戦略ビジョン」を策定しています。世田谷区においても東京都の自治体として、広域自治体である東京都の政策との関連性を持ちながら、情報化事業計画を進めることが必要となります。

(1)「未来の東京」戦略

東京都では、東京の未来を切り拓く長期的な羅針盤となる長期戦略として「『未来の東京』 戦略ビジョン」を令和元年12月に策定しています。令和2年8月には、新型コロナで浮き 彫りとなった課題を踏まえ、同戦略ビジョンをバージョンアップし、「『未来の東京』戦略」 に結実させるための方向性を整理した「『未来の東京』を見据えた都政の新たな展開につい て」を公表しました。令和3年3月に「『未来の東京』戦略」を策定し、コロナ禍にあって、 世界経済の変化や第4次産業革命の急速な進展、少子高齢・人口減少社会の進行、気候変 動といった課題に正面から向き合い、目指すべき「ビジョン」とその実現に向けた「戦略」 を明らかにしました。特に行政のデジタル化の観点においては、あらゆる分野でのデジタ ル・トランスフォーメーションの強力な推進や手続きをスマートフォンよりワンストップ で解決することなどが掲げられています。



出典:東京都 「未来の東京」戦略

図 8 「未来の東京」戦略の概要

また、「未来の東京」の創出をリードする主要プロジェクトとして、以下の 15 のプロジェクトが掲げられています。

「未来の東京」の創出をリードする 主要プロジェクト

- 東京ベイeSGプロジェクト
- ゼロエミッション東京・水素社会実現プロジェクト
- 「国際金融都市・東京」実現プロジェクト
- TOKYO Data Highwayプロジェクト
- チーム2.07プロジェクト
- 新たな「東京型教育モデル」推進プロジェクト
- 自分らしく暮らせる"Chōju"東京プロジェクト
- 「みんなの居場所」創出プロジェクト
- 新たな時代の働き方支援プロジェクト
- 生涯を通じたキャリア・アップデートプロジェクト
- 人中心の歩きやすいまちづくりプロジェクト
- 緑溢れる東京プロジェクト
- 無電柱化推進プロジェクト
- 魅力ある観光コンテンツ創出プロジェクト
- 世界一の美食都市実現プロジェクト

出典:東京都 「未来の東京」戦略

図 9 「未来の東京」戦略における主要プロジェクト

(2) スマート東京実践戦略

「『未来の東京』戦略」で掲げられた主要プロジェクトである「TOKYO Data Highway プロジェクト」の推進に向け、取り組みを具体化・加速化することを目的として、令和2年2月に「スマート東京実践戦略」を策定しています。

政策の方向性として、「『電波の道』で『つながる東京』(TOKYO Data Highway)」、「公共施設や都民サービスのデジタルシフト(街の DX)」及び「都庁のデジタルシフト(都庁の DX)」を掲げ、都民生活の質の向上の取組が進められています。

スマート東京の全体像

スマート東京 (東京版Society 5.0) デジタルサービスで都民のQOL向上 3つのシティ実現 セーフシティ ダイバーシティ 地産地消デマンドコントエックを大と緑生物多様性 見守りロボット病気早期発見適隔診療 TOKYO Data Highway R FOR LPWA Bluetooth オープンなビッグデータプラットフォーム / A I 活用 デジタルシフト Bluetooth オープンガバメント S. WILE * (W) 56 (W) デジタル人材

出典:東京都 「スマート東京実践戦略」

図 10 スマート東京の全体像

また、「TOKYO Data Highway」を実現するために「アンテナ基地局設置への都の保有するアセットの開放と利用手続きの簡素化」「5G 重点整備エリアの設定」「東京都自らの 5G 施策の展開」の3つのアクションを掲げています。都の保有する施設等を開放することで、通信キャリアによる基地局設置を後押しするなど、都と通信キャリア等が連携する仕組みを構築することで、世界最速のモバイルインターネット網の建設に着手し、5Gネットワークを早期に構築することを目指しています。

TOKYO Data Highwayの構築に向けて 3つのアクションを展開

Action 1

アンテナ基地局設置への 都の保有するアセットの開放と利用手続きの簡素化

Action 2

5 G重点整備エリアの設定

Action 3

東京都自らの5G施策の展開

これらをスピーディに推進するため、 都と通信キャリア等が連携する仕組みを構築

出典:東京都 「TOKYO Data Highway 基本戦略(Version.1)~ UPDATE_TOKYO ~」

図 11 TOKYO Data Highway の構築に向けた 3 つのアクション

3. 世田谷区の政策動向

後期情報化事業計画の実施期間中における世田谷区の主な政策動向として、「世田谷区政策方針(令和2年(2020年)9月~令和3年度(2021年度))」及び、本方針に基づき推進されている「世田谷区DX推進方針Ver.1 Re・Design SETAGAYA」、「本庁舎等整備」について、情報化事業計画に関わる施策として記載します。

(1) 世田谷区政策方針(令和2年(2020年)9月~令和3年度(2021年度))

世田谷区では、令和2年(2020年)9月~令和3年度(2021年度)の世田谷区政策方針を策定し、複数年に渡り、大幅な税収減が見込まれる中で感染防止対策と区民・事業者の社会経済活動維持、活性化と両立を図るために、「持続可能な財政基盤の確保」「全庁横断的な政策課題の優先順位の整理」「あらゆる施策・事業の本質的な見直し」を行っています。これからの区政運営にあたり、以下の4つの柱を示し、政策課題の優先順位を横断的に整理し、事業の緊急見直しや予算編成、及び新実施計画(後期)の進捗管理に反映を行うことで、令和4年度からの実施計画の策定を行っています。

■4つの柱

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止対策
- (2) 区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み
- (3) 子どもの学びと育ちの支援
- (4) 施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換

この4つの柱の中で情報化事業計画に関わる内容として、「(4)施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換」の中で、ICT等を活用した区民サービス向上(オンライン相談、電子申請の拡充、会議やイベントのオンライン化)に取り組むとともに、時代の変化に敏感な若い世代の提案を受け入れ、新しいスタイルでの働き方で区業務の効率化を一層進めるとしています。この取組の一環として、世田谷区では令和2年度に「世田谷区 DX 推進方針 Ver.1 Re・Design SETAGAYA」を策定しました。

また、4つの柱に基づき実施する施策と合わせ、「災害対策」「本庁舎等整備」「地域行政の推進」についても、感染症防止や災害対策機能の強化等の観点より事業のあり方を見直しつつ計画的に推進することとしています。

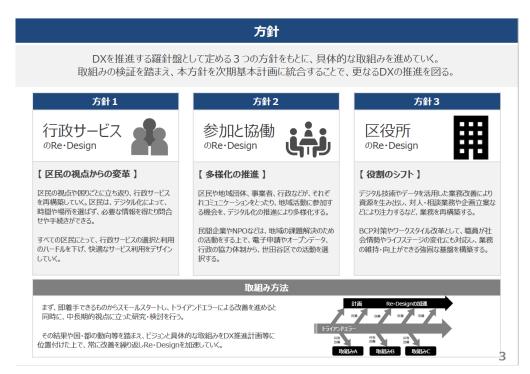
(2) 世田谷区 DX 推進方針 Ver.1 Re·Design SETAGAYA

情報通信技術の目覚ましい発展や新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、社会全体において、デジタル技術を活用して暮らし方や働き方を変革する動きが急速に進んできています。これに伴い、自宅や職場外におけるテレワークや Web 会議システムの活用、自治体の行政手続きのオンライン化など、社会的に ICT 活用の有効性・必要性が改めて認識されています。

世田谷区においては、区民の利便性向上の観点から、施設予約システムや電子申請システムの導入、防災マップや子育て応援アプリの配信、SNS を活用した情報配信などの取り組みを従前より進めています。また、庁内においても文書管理や財務会計システム等の導入やRPA の活用、テレワーク環境の整備など ICT を活用した業務改善の取り組みを実施してきました。

このような背景を踏まえ、世田谷区では、社会的な背景や「世田谷区政策方針」をもとに、これまで実施してきた ICT を活用した行政サービスの向上の取組みを更に加速させていくことを目的に令和3年3月に「世田谷区 DX 推進方針 Ver.1」を策定しています。

「世田谷区 DX 推進方針 Ver.1」では、「行政サービス」「参加と協働」「区役所」の3つの 視点からこれからの世田谷区をデザインし再構築することをコンセプトとして、職員の意 識改革、人材育成、推進体制を構築し、世田谷区におけるデジタル・トランスフォーメー ションの推進を図ることとしています。



出典:世田谷区 「世田谷区 DX 推進方針 Ver.1」

図 12 世田谷区 DX 推進方針

(3)本庁舎等整備

世田谷区では、本庁舎等の整備に向け、平成28年度に世田谷区本庁舎等整備基本構想で5つの基本的方針を策定後、基本設計、実施設計を経て、本年7月より工事に着手しました。新庁舎は3期に分けて建設し、全体竣工は令和9年10月を予定しています。

現在の本庁舎における喫緊の課題としては、「災害対策拠点として高い耐震性能を確保する必要があること」及び「執務スペースの狭隘化を解消し、業務の効率性、緊急時への適応力を向上させる必要があること」が挙げられます。

新庁舎は、社会情勢の変化や情報技術の高度化など、将来起こりうる様々な変化を見捉 え柔軟性の高い設計としています。

ICT の活用による業務効率性の高い執務環境および職員の働き方の変化に柔軟に対応できる環境の整備、窓口機能の充実により、区民が快適、効率的にサービスを受けられる環境を実現していきます。

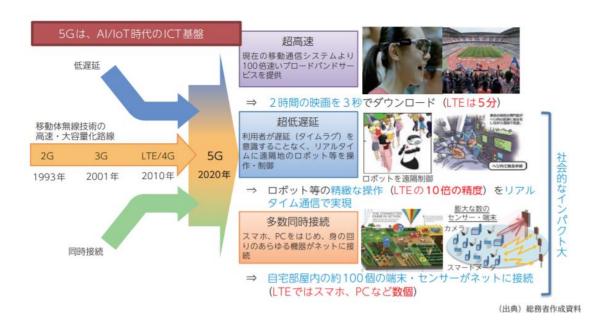
4. 情報技術の動向

後期情報化事業計画期間内における情報技術の主な動向として、新たな移動通信システムである 5G(5th Generation)が挙げられます。5Gについては、総務省の「令和2年版情報通信白書」においても、「特集 5Gが促すデジタル変革と新たな日常の構築」として取り上げられており、デジタル基盤として5Gが普及拡大することによる新たな付加価値の創造が期待されています。また、国が平成30年に「クラウド・バイ・デフォルト原則」を公表したことにより、政府機関や自治体等においてもクラウドサービスの利用が拡大しています。一方で、クラウドサービス利用においては、情報セキュリティ対策に不安を感じる団体が多いことから、国ではクラウドサービスを評価するための制度として、新たに「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」を策定しています。今後、世田谷区においてもさらにクラウドサービスの利用拡大が見込まれるため、ISMAPの制度について理解をした上で、クラウドサービスを選定することが重要となります。

(1) 第5世代移動通信システム(5G)

5Gとは、移動通信システムの第5世代のことであり、令和元年度より商用開始されています。これまでの4Gと比較すると、5Gは現在の移動通信システムより速い「超高速通信」、スマートフォンやPC等の端末機器が多数同時に接続できる「多数同時接続」、利用者が遅延を意識することなくロボット等を操作・制御できる「超低遅延」の3点が大きな特徴となっています。5Gの実装が幅広い産業・分野で進むことによって、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果をもたらすことが期待されています。

また、国では携帯電話事業者による全国向けサービスとは別に、地域や産業の個別のニーズに応じて、様々な主体が柔軟に利用可能な移動通信システムとして、ローカル 5G を創設しています。国が主導となりローカル 5G 等を活用した課題解決モデルを構築するための開発実証を推進しており、農業ロボットによる農作業の自動化、自動運転車両の安全確保支援の仕組み、中核病院における 5G と先端技術を融合した遠隔診療など、様々な分野への応用が期待されています。



出典:総務省 「令和2年度版情報通信白書」

図 13 ICT 基盤としての 5G

(2) クラウドサービスの更なる進展とセキュリティ評価制度

平成30年6月の各府省庁情報化統括責任者(CIO)連絡会議にて、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」が公表されたことにより、政府情報システムは「クラウド・バイ・デフォルト原則」を基本とし、政府共通プラットフォームのクラウド利用を始めとし、政府情報システムのクラウドサービスへの移行が加速しています。また、自治体についても「デジタル・ガバメント実行計画」において、基幹系17業務システムの標準化や「(仮称)Gov-Cloud」に向けた検討を令和7年度までに実施するとされており、自治体システムのクラウドサービスの利用が進んでいくと考えられます。

一方で、クラウドサービスに要求する統一的なセキュリティ要求基準は存在しておらず、クラウドサービスの導入にあたって情報セキュリティ対策が課題となっていました。この課題に対応するため、国では総務省及び経済産業省が連携し、クラウドサービスを導入する際の安全性評価基準及び安全性評価の監査を活用した評価の仕組みの導入に向けて、クラウドサービスの安全性評価に関する検討会を設置して検討を進めています。令和2年1月には「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」が公表され、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」の、①本制度の基本的な枠組み、②各政府機関等における本制度の利用の考え方、③本制度の所管と運用体制が決定されました。これにより、各政府機関等は、クラウドサービスの調達を行う際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」に登録されたサービスから調達することが原則とされました。

検討が進められている自治体の「基幹系 17 業務システムの標準化」や「(仮称)Gov-Cloud」

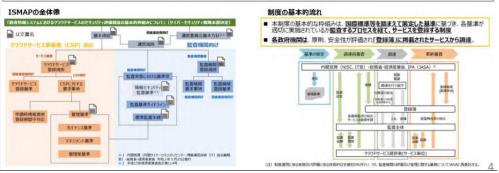
においても、令和3年2月に内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室より公表された「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について(案)」において、ガバメントクラウドのセキュリティ対策として以下が示されています。

今後、自治体において独自にクラウドサービスを利用する場合においても、本資料に示されたセキュリティ対策を基本としたサービスの調達が必要となることが想定されます。

がバメントクラウドのうち、地方自治体が活用するクラウド事業者及び環境については、次の事項をはじめ対策を的確に講じることにより、高いセキュリティを確保する方針です。 ・ ISMAP(政府によるクラウドセキュリティ評価制度)の評価・登録を受けたクラウドサービスを活用します。 ・ データセンタの物理的所在地が日本国内であり、合意を得ない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこととします。 ・ 一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであることとします。

ガバメントクラウドのセキュリティ対策

- 地方自治体のシステムについて、データを団体ごとに論理的に分離するとともに、厳格なアクセス制御を行う等、高い機密性を確保します。
- 地方自治体の他のシステムとの接続は、専用回線により行い、インターネットからの接続は、セキュリティクラウドを 設ける等、ネットワークのセキュリティを確保します。
- ・ 同一構成による東西の2センターを構築する等、高い可用性を確保します。



出典:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

「地方自治体による ガバメントクラウドの活用について (案)」

図 14 ガバメントクラウドのセキュリティ対策

第3章.後期情報化計画事業の進捗状況

本章では、平成30年度(2018年度)から令和3年度(2021年度)を対象期間とした、 後期情報化事業計画に定められている情報化計画事業の進捗状況について示します。

1 後期情報化計画事業の実施状況及び次期への課題

(1)情報化政策1 区民の力を活かす情報化

「1-1 ICT を活用した行政サービスの拡充及び継続的改善」「1-2 多様な主体(区・区民・各種団体等)の交流促進支援」として、5 つの計画事業に取り組みました。個別の実施内容ごとの達成状況は、計画を上回る実施 4 件、計画どおり実施 12 件、内容を一部修正して実施 6 件でした。内容を一部修正して実施したものについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響によるもの、システム導入のスケジュールを変更したことが理由として挙げられます。電子申請サービスやマイナンバー制度を活用した区民サービスの利便性向上、電子書籍サービス、学校教育における ICT 活用基盤の整備・充実については、計画を上回る実施となっています。

※計画を上回る実施: ◎、計画どおり実施: ○、内容を一部修正して実施: △、未実施: ×

情	青報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等				
1	1-1 ICT を活用した行政サービスの拡充及び継続的改善							
	1-1-1 ICT の高度化・ 多様化に対応した情	① 電子媒体を活用した情報提供の充 実	0					
	報提供の充実	② 区民向け地理情報提供の充実	Δ	地理情報システムの 統一化が必要				
		③ 区民の安全・安心な ICT 利用に向けた情報提供の推進	Δ	新型コロナウイルス 感染拡大防止のため 実施内容を変更				
		④ 多様な媒体を活用した若者支援関連情報発信の充実	0					
		⑤ 多言語化における ICT の活用	Δ	導入時期を変更				

情	青報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等
1	-1 ICT を活用した行政サ	ービスの拡充及び継続的改善		
	1-1-2 マイナンバー 制度等による行政サ ービスの利便性向上	① マイナポータル、インターネットを 活用した行政サービスの拡充	電子調達/マイ ナポータル	
	の推進		電子申請	手続の電子化件 数が大幅に増加
		② 納付方法の多様化に向けた調査研 究及び検討	0	
		③ マイナンバー制度を活用した区民サービスの利便性向上の検討及び促進	©	新型コロナウイ ルスワクチンの 予防接種などの 業務への利用が 拡大
		④ 世田谷版ネウボラを支える情報システムの構築	\triangle	事業評価・効果測 定等が必要
	1-1-3 ICT を活用した 生涯学習及び学校教	① ICT を活用した図書館のサービス 向上及び業務効率化	IC タグ △	IC タグ導入時期 の変更
	育の充実支援		電子資料公開 システム △	電子化資料公開 システムの評価・ 検証が必要
			電子書籍サー ビス <u>©</u>	令和 2 年度に新 規でサービス開 始
			インターネット閲覧端末管 理システム	
		② 文化財資料の公開及び閲覧性向上	0	
		③ 学校教育における ICT 活用基盤の 整備・充実	©	タブレット型情報端末及び校内 通信 NW 等新たな ICT 基盤を整備

情	青報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等				
1.	1-2 多様な主体(区・区民・各種団体等)の交流促進支援							
	1-2-1 参加と協働の 促進に向けた ICT 環	① ICT を活用した防災関連情報提供 の促進 Free Wi-Fi	0					
	境の整備	② 情報バリアフリーの推進及び障害者の社会参加のサポート	0					
		③ 区民の力と ICT を活かした区の新たな魅力発見及び発信	0					
		④ 区が保有する各種情報のオープン データ化の促進	Δ	オープンデータ の活用研究が必 要				
		⑤ パーソナルデータの利活用と保護 の仕組みの研究	0	※令和3年度で終了				
	1-2-2 東京 2020 オリ ンピック・パラリン	① 多様な媒体等を活用した情報提供	0	※令和3年度で終了				
	ピックに向けた情報 化環境整備	② まちなか観光の推進による世田谷 の魅力の発信 (1-2-1③再掲)	-					
		③ ICT を活用したおもてなし (デジタルサイネージ、Free Wi-Fi 等)	0					
		④ 多言語化における ICT の活用(1-1-15再掲)	-					

(2)情報化政策2 行政経営を支援する情報化

「2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進」「2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進」として、3 つの計画事業に取り組みました。個別の実施内容ごとの達成状況は、計画を上回る実施1件、計画どおり実施6件、内容を一部修正して実施3件でした。災害対策本部におけるICT利用環境の整備・検討は、本庁舎整備工期変更によりスケジュールが変更となりましたが、おおむね計画通り進捗しています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、事業内容を一部修正のうえ、テレビ会議やグループウェア等のコミュニケーションツールの整備を優先して実施しました。モバイル端末を活用した行政事務の効率化、働き方改革の実現については、計画を上回る実施となっています。なお、区立保育園におけるICT環境の整備や財務会計システム、児童相談所移管に向けた情報システムの構築は計画通りに進めた結果、システムの運用段階に入ったため令和3年度で情報化計画事業としては終了となります。

※計画を上回る実施: ◎、計画どおり実施: ○、内容を一部修正して実施: △、未実施: ×

情報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等					
	上次机化	IN RES T						
2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進								
2-1-1 本庁舎等整備、	① モバイル端末を活用した行政事務の効		モバイル端末の					
世田谷区役所版働き	率化、働き方改革の実現	0	整備拡大					
方改革と連動した	② ペーパーレス会議ほか紙文書削減の徹							
ICT 利用環境の整備・	底							
検討	③ 区立保育園におけるICT利用環境の	\circ	※令和3年度で					
	整備・検討		終了					
	④ 災害対策本部におけるICT環境の整		本庁舎整備の工					
	備	Δ	期変更に伴い、整					
			備スケジュール					
			を変更					
2-1-2 ICT を活用した	① 財務会計システムの安定運用及び新公		※令和3年度で					
安全で安心な行政事	会計制度の活用		終了					
務の実現	② 児童相談所移管に向けた情報システム		※令和3年度で					
	の構築	O	終了					
	③ セキュリティ強靭化のもとでのインタ		外部とのテレビ					
	ーネット活用環境の検討・整備	\triangle	会議環境整備を					
			優先					

1	青報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等
2	-2 業務、システムの標準	準化・省力化の推進		
		① 庁内業務の省力化の促進	0	
	化技術等の活用による省力化、最適化の 推進	② 新たな技術やサービスを活用した情報システム運用のスリム化推進	Δ	コミュニケーションツール確保の観点より一部システムを再構築
		③ 各種指針・ガイドライン等を活用したシステム最適化の推進	0	

(3)情報化政策3 情報化基盤の強化

「3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善」「3-2 情報化を通して区政を支える ICT 人材の育成」として、5 つの計画事業に取り組みました。個別の実施内容ごとの達成状況は、計画を上回る実施 0 件、計画どおり実施 11 件、内容を一部修正して実施 5 件でした。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、監査や会議、研修など対面で行う内容は実施を見直すことが求められました。その他については、おおむね計画通りの進捗となっています。

※計画を上回る実施:◎、計画どおり実施:○、内容を一部修正して実施:△、未実施:×

情	青報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等				
3.	3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善							
	3-1-1 情報化基盤の整 備及び業務継続対策	① 庁内情報基盤の安定的な維持管理及び 改善に向けた取組みの推進	0					
	の推進	② ICT 基盤管理部門における業務継続計 画 ICT-BCP に基づく取組みの継続	0					
	3-1-2 安定した業務運 営に向けたシステム リプレース(機器の	① システムライフサイクルに対応したシステムリプレースの実施	0					
	更改) 及び法制度改 正に対応したシステ ム改修の実施	② 法制度改正等に対応したシステム改修の実施	0					
	3-1-3 ICT ガバナンス の推進及び情報セキ	① CIO・CISO を中心とした情報化推進体制の強化	0					
	ュリティの強化	② 情報化政策の効果的な実現に向けたルール運用及び見直しの実施	0					
		③ ICT 調達の最適化推進	0					
		④ 情報セキュリティ対策の総合的推進	Δ	新型コロナウイ ルスの影響によ り、実施内容を変 更				
		⑤ AI 等新技術を活用した情報セキュリティ技術的対策の強化	Δ	導入時期の見直 しを実施				

情	青報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等
3	-2 情報化を通して区政			
	3-2-1 情報システム運 用、データ利用、AI等	① 全庁的な情報システムライフサイクル 管理の向上に向けた人材育成	0	
	活用等の強化に向け た人材育成	② ビッグデータやオープンデータ等、多様なデータを効果的に活用できる人材の育成	Δ	新型コロナウイ ルスの影響によ り、実施内容を変 更
		③ AI や IoT、センサーの調査研究、検討	\circ	
		④ ICT 関連の経験・ノウハウの蓄積、継承の推進	Δ	ナレッジマネジ メントシステム の構築が課題
	3-2-2 情報セキュリティの強化に向けた人	① 全庁的な情報セキュリティ対策の推進 に向けた情報システム部門の人材育成	0	
	材育成	② 各所属における自律的な情報セキュリティ対策の推進に向けた人材育成	Δ	新型コロナウイ ルスの影響によ り、実施内容を変 更
		③ 最新の情報セキュリティ事故事例等に関する庁内向け情報提供の継続的実施	0	

第4章. 情報化計画事業

本章では、情報化事業計画(調整)の体系と、個々の事業内容を示します。

1 計画事業の考え方

後期の情報化事業計画に引き続き、情報化推進計画(平成26年度(2014年度)~令和5年度(2023年度))に示されている情報化方針、情報化政策の実現に向け、今後2年間の具体的な事業計画を策定します。

- (1) 第2章に示した、情報化事業計画(後期)策定後4年間の国、東京都、区の政策動向、技術動向などを踏まえ、新たに盛り込むべき視点等を整理し、事業を追加、調整した計画とします。
- (2) 第3章に示した、情報化事業計画(後期)の実施状況などを踏まえ、事業の継続、見直し、追加等を行います。
- (3) 情報化事業計画に示された計画事業と「世田谷区 DX 推進方針 ver.1」に示された3つの方針「行政サービスの Re-Design」「参加と協働の Re-Design」「区役所の Re-Design」の関係性を整理します。

これにより、以下に示す情報化事業計画の方向性を踏まえ、情報化計画事業を新規または拡充して取り組むこととします。

情報化事業計画の方向性

情報化政策1 区民の力を活かす情報化

- •ICTを活用した行政サービスの推進、マイナンバー制度の更なる利活用など
- •新たな日常・生活に対応するICTを活用した行政サービス(スマート窓口やAIチャットボットなど)の推進など
- •学習支援アプリの導入や学習データや校務データの分析の実現 による学校教育におけるICT化の更なる進展など

情報化政策2 行政経営を支援する情報化

- 会議のオンライン化やペーパーレス化の推進による働き方改革の 実現など
- 行政が保有するデータの管理の一元化やオープンデータ化による スマート・プランニングの促進など
- 国が進める基幹系システムの標準化・共通化への対応に向けた調査や移行計画の策定など

情報化政策3 情報化基盤の強化

- RPAや音声認識技術、チャットボット等、行政サービスに導入できる可能性のある先進技術の調査・研究など
- 国が進めるガバメント・クラウドの整備や情報セキュリティ対策 等を注視しつつ、システムのライフサイクルをとらえた適切な情報システムの更改・導入の実施など

DX推進方針

方針 1 行政サービス のRe·Design

相互に連携

方針2

参加と協働 のRe・Design



方針3

区役所 のRe·Design



図 15 情報化事業計画の方向性

2 情報化計画事業の体系

後期情報化事業計画の体系について、国や東京都、区の政策動向等を踏まえ、「3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善」については、「3-1 DX 推進を支える庁内情報基盤の整備」に変更します。また、新たに「1-1-3 新たな日常・生活に対応する ICT を活用した行政サービスの実現」を追加します。「1-2-2 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた情報化環境整備」については、東京オリンピック・パラリンピックが令和 3 年度に開催されたことを受け、終了とします。

情報	化政策の体系		情報化計画事業の体系	DX 推進方針
情報化政策	取り組みの方向性	計画番号	情報化計画事業	との対応
		1-1-1	ICT の高度化・多様化に対応した情報提供の充実	参加と協働の Re・Design
	1-1 ICT を活用した	1-1-2	マイナンバー制度等による行政サービスの利便性向上の推進【拡充】	行政サービス の Re・Design
1 区民の力 を活かす	行政サービスの拡充 及び継続的改善	1-1-3	新たな日常・生活に対応する ICT を活用した行政サービスの実現【新規】	行政サービス の Re・Design
情報化		1-1-4	ICT を活用した生涯学習及び学校教育の 充実支援【拡充】	行政サービス の Re・Design
	1-2 多様な主体 (区・ 区民・各種団体等) の 交流促進支援	1-2-1	参加と協働の促進に向けた ICT 環境の整備	参加と協働の Re・Design
2 行政経営	1 (/) IF 14	2-1-1	本庁舎等整備、世田谷区役所版働き方改革と連動した ICT 利用環境の整備・検討 【拡充】	区役所の Re・Design
2 1J政経呂 を支援する 情報化		2-1-2	ICT を活用した安全で安心な行政事務の 実現【拡充】	区役所の Re・Design
	2-2 業務、システム の標準化・省力化の 推進	2-2-1	クラウド・仮想化技術等の活用による省 力化、最適化の推進【拡充】	区役所の Re・Design
		3-1-1	情報化基盤の整備及び業務継続対策の 推進	区役所の Re・Design
3 情報化	3-1 DX 推進を支える 庁内情報基盤の整備	3-1-2	安定した業務運営に向けたシステムリプレース及び業務効率化に向けたシステム導入や法制度改正に対応したシステム改修の実施【拡充】	区役所の Re・Design
基盤の強化		3-1-3	ICT ガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化	区役所の Re・Design
	3-2 情報化を通して 区政を支える ICT 人	3-2-1	DX 推進、情報システム運用、データ利用、AI 等活用等の強化に向けた人材育成	区役所の Re・Design
	材の育成	3-2-2	情報セキュリティの強化に向けた人材 育成	区役所の Re・Design

3 情報化計画事業及び情報化計画事業を構成する事業

情報化政策	1 区民0	D力を活かす情報化	取組みの 方向性	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
情報化計画事業名	1-1-1	ICT の高度化・多様 情報提供の充実	化に対応し	tc.	関係部	政策経営部 経済産業部 生活文化政策部 子ども・若者部	
区政における 位置付け		世田谷区基本構想 トビジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」 上実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 世田谷区基本計画 ト「6 実現の方策」 L「1 区民参加の推進(参加・協働、ネットワーク)」 ト「(1) 参加の拡充」 L「(4) 情報公開と区民参加」 世田谷区情報化推進計画					
DX 推進方針 との対応	参加と協働の Re・Design						
		令和4年度	(2022年度)	~令和5	5年度(2	2023 年度)	
		① 電子媒体を活用した情報提供の充実					
主な実施予定	② 区民向け地理情報提供の充実						
内容		の安全・安心なICT					
	④ 多様な媒体を活用した若者支援関連情報発信の充実						
	⑤ 多言	語化における ICT の	古用				

情報化政策	1 区民の	力を活かす情報化	取組みの 方向性		CT を活月 継続的改	用した行政サービスの拡充 善	
情報化計画 事業名	1-1-2	マイナンバー制度等による行政 サービスの利便性向上の推進【拡充】			関係部	政策経営部 財務部 地域行政部 会計室 世田谷保健所 税・国保・手数料等取扱所管 課関係部	
区政における 位置付け	世田谷区基本構想 トビジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」 上実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 世田谷区基本計画						
DX 推進方針 との対応	行政サービスの Re・Design						
	令和 4 年度(2022 年度)~令和 5 年度(2023 年度)						
主な実施予定		ナポータル、インターネットを活用した行政サービスの拡充【拡充】 方法の多様化に向けた調査研究及び検討【拡充】					
内容				., .,,		この検討及び促進【拡充】	
	④世田谷	版ネウボラを支える情	報システム	の構築	£.		

情報化政策	1 区民の	力を活かす情報化	取組みの 方向性		CT を活月 継続的改	用した行政サービスの拡充 善		
情報化計画事業名	1-1-3	新たな日常・生活に対応する ICT を 活用した行政サービスの実現【新規】 関係部 根育部 都市整備政策部 防災街づくり担当部						
区政における 位置付け	トビシ 上実現 世田谷区 ト「6 上「2 上	区基本構想 ジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」 現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 区基本計画 実現の方策」 2 持続可能な自治体経営」 「(5) 行政経営改革の推進」 谷区情報化推進計画 計画事業						
DX 推進方針 との対応	行政サービスの Re・Design							
	令和 4 年度 (2022 年度) ~令和 5 年度 (2023 年度)							
	①ICT を活用した書かない/待たない窓口の実現【新規】							
主な実施予定	②マイナポータル、インターネットを活用した行政サービスの拡充 【拡充】(1-1-2①再掲)							
大な天地子だり	③ICT を活用した相談体制の整備【新規】							
	④チャッ	トボットを利用した問	小合わせの	自動化	2【新規】			
		ーネット情報交付請求			【新規】			
	⑥街づく	り情報無人提供システ	ムの構築【	新規】				

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化取組みの 方向性1-1 ICT を活用した行政サービスの拡充及び 継続的改善													
情報化計画 事業名	1-1-4 ICT を活用した生涯学習及び学校 教育の充実支援【拡充】 関係部 生涯学習部													
区政における 位置付け	世田谷区基本構想 トビジョン「文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する」 Lビジョン「子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する」 世田谷区基本計画 ト「4 分野別政策」 L分野別政策「子ども若者・教育」一「2. 地域社会を創る生涯学習の充実」 L「4. 質の高い学校教育の充実」 世田谷区情報化推進計画 L本計画事業													
DX 推進方針 との対応	行政サービスの Re・Design													
	令和 4 年度(2022 年度)~令和 5 年度(2023 年度)													
主な実施予定	①ICT を活用した図書館のサービス向上及び業務効率化【拡充】													
内容	②文化財資料の公開及び閲覧性同上								②文化財資料の公開及び閲覧性向上					
	③学習支援アプリを活用した新たな学びの実施【新規】													
	④教育 DX の推進【新規】													

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化 取組みの 方向性 ワンス カー・ファイ カー・フィイ カー・ファイ カー・ファイ カー・ファイ カー・ファイ カー・ファイ カー・ファイ カー・ファイ カー・フェイ カー・フェイ カー・フェイ カー・フェイ カー・フェイ カー・ファイ カー・ファイ カー・ファイ カー・フェイ カ				
情報化計画 事業名	1-2-1 参加と協働の促進に の整備	た 向けた ICT 環境 関係部 関係部 経済産業部 総務部 政策経営部			
区政における 位置付け	世田谷区基本計画 ト「4 分野別政策」 一分野別政策「暮らし・コ ト「6 実現の方策」	3くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」 コミュニティ」			
DX 推進方針 との対応	参加と協働の Re・Design				
	, , , , , , , ,	(2022年度) ~令和 5年度 (2023年度)			
主な実施予定	①ICT を活用した防災関連情	,,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
内容		び障害者の社会参加のサポート			
		た区の新たな魅力発見及び発信			
	④区が保有する各種情報のオ	ープンデータ化の促進			

情報化政策	2 行政経営を支援する取組みの2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化方向性推進		の質的向上に向けた情報化の				
情報化計画事業名	2-1-1	本庁舎等整備、世田 方改革と連動した I(整備・検討【拡充】	一				
区政における 位置付け	L実理 世田谷區 L 「 2 L L L L L L L L L L L L L L L L L L L	世田谷区基本構想 上実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 世田谷区基本計画					
DX 推進方針 との対応	区役所の Re・Design						
		令和4年度	(2022年度)) ~{	令和5年	度(2023年度)	
	①モバ/	イル端末を活用した行	で政事務の効	率化、	働き方	改革の実現【拡充】	
主な実施予定 内容	②ペーパーレス会議ほか紙文書削減の徹底						
1.4 11	③災害対	対策本部における ICT	環境の整備	:			
	④職員	D健康管理における IC	CT 化の推進	【新	規】		

情報化政策	2 行政経営を支援する 情報化	取組みの 方向性		2-1 行政経営の質的向上に向けた情報 推進			
情報化計画 事業名	2-1-2 ICT を活用した安全 事務の実現【拡充】	で安心な行	政	関係部	会計室 子ども・若者部 政策経営部		
区政における 位置付け	世田谷区基本構想 上実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 世田谷区基本計画 「6 実現の方策」 上「2 持続可能な自治体経営」 上「(5) 行政経営改革の推進」 - 世田谷区情報化推進計画 - 本計画事業						
DX 推進方針 との対応	区役所の Re・Design						
主な実施予定	令和 4 年度(2022 年度)~令和 5 年度(2023 年度)						
土な美地が足内容	①セキュリティ強靭化のもとでのインターネット活用環境の検討・整備【拡充】						
	②スマート・プランニングの	促進に向け	たデ	ータ管理	・情報化基盤整備【新規】		

情報化政策	2 行政経営を支援する 情報化 取組みの 方向性 2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進							
情報化計画 事業名	2-2-1 クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進【拡充】 関係部							
区政における 位置付け	世田谷区基本構想 上実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 世田谷区基本計画 上「6 実現の方策」							
DX 推進方針 との対応	区役所の Re・Design							
	令和 4 年度(2022 年度)~令和 5 年度(2023 年度)							
主な実施予定	①庁内業務の省力化の促進【拡充】							
土な美施了た	②新たな技術やサービスを活用した情報システム運用のスリム化推進【拡充】							
7.1	③各種指針・ガイドライン等を活用したシステム最適化の推進							
	④情報システムの標準化・共通化【新規】							

情報化政策	3 情報化基盤の強化		取組みの 方向性	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		を支える庁内情報基盤の整備	
情報化計画 事業名	3-1-1	情報化基盤の整備及 の推進【拡充】	び業務継続	対策	関係部	政策経営部	
区政における 位置付け	世田谷区基本構想 上実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 世田谷区基本計画						
DX 推進方針 との対応	区役所の Re・Design						
主な実施予定		令和4年度	(2022年度)	~f	合和5年月	度(2023年度)	
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学							
, , ,	②ICT 基	盤管理部門における	業務継続計	画 ICT	T-BCP に	基づく取組みの改善及び継続	

情報化政策	3 情報(比基盤の強化	取組みの 方向性	3-1 I	OX 推進を	シ支える庁内情報基盤の整備
情報化計画事業名	3-1-2	安定した業務運営に向けたシステム リプレース及び業務効率化に向けた システム導入や法制度改正に対応し たシステム改修の実施				関係各部
区政における 位置付け	世田谷区基本構想 上実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 世田谷区基本計画					
DX 推進方針 との対応	区役所の Re・Design					
	令和 4 年度(2022 年度)~令和 5 年度(2023 年度)					
主な実施予定	①シスラ	テムライフサイクルに	対応したシ	ステ、	ムリプレ	ースの実施
内容	②業務郊【拡充】	効率化に向けたシステ	ム導入や法	制度。	改正等に	対応したシステム改修の実施

情報化政策	3 情報化基盤の強化	取組みの 方向性	3-1 DX 推進を支える庁内情報基盤の整備					
情報化計画 事業名	3-1-3 ICT ガバナンスの推 セキュリティの強化			関係部	政策経営部			
区政における 位置付け	世田谷区基本構想 「実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 世田谷区基本計画							
DX 推進方針 との対応	区役所の Re・Design							
	令和 4 年度(2022 年度)~令和 5 年度(2023 年度)							
	①CIO・CISO を中心とした情	青報化推進体	制の	強化				
主な実施予定	②情報化政策の効果的な実現に向けたルール運用及び見直しの実施							
内容	内容③ICT 調達の最適化推進④情報セキュリティ対策の総合的推進							
	⑤AI 等新技術を活用した情報セキュリティ技術的対策の強化【拡充】							

情報化政策	3 情報化基盤の強化 取組みの 方向性 3-2 情報化を通して区政を支える ICT 人材の 育成						
情報化計画 事業名	DX 推進、情報システム運用、データ 3-2-1 利用、AI 等活用等の強化に向けた人 関係部 政策経営部 材育成						
区政における 位置付け	世田谷区基本構想 上実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 世田谷区基本計画 「6 実現の方策」 「2 持続可能な自治体経営」 「(5) 行政経営改革の推進」 世田谷区情報化推進計画 本計画事業						
DX 推進方針 との対応	区役所の Re・Design						
	令和 4 年度(2022 年度)~令和 5 年度(2023 年度)						
主な実施予定	①全庁的な DX 推進や情報システムライフサイクル管理の向上に向けた人材育成						
土な美施がた 内容	②ビッグデータやオープンデータ等、多様なデータを効果的に活用できる人材の育成						
, , ,	③AI や IoT、センサーの調査研究、検討						
	④ICT 関連の経験・ノウハウの蓄積、継承の推進						

情報化政策	3 情報化基盤の強化 取組みの 方向性 育成				青報化を通して区政を支える ICT 人材の			
情報化計画 事業名	3-2-2情報セキュリティの 人材育成	強化に向け	た	関係部	政策経営部			
区政における 位置付け	世田谷区基本構想 上実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」 世田谷区基本計画							
DX 推進方針 との対応	区役所の Re・Design							
	令和 4 年度(2022 年度)~令和 5 年度(2023 年度)							
主な実施予定	①全庁的な情報セキュリティ対策の推進に向けた情報システム部門の人材育成							
内容	②各所属における自律的な情報セキュリティ対策の推進に向けた人材育成							
	③最新の情報セキュリティ事	故事例等に	関する	る庁内向	け情報提供の継続的実施			

情報化事業計画及び情報化計画事業を構成する事業 個票案

情報化政策	取組みの 方向性		
情報化計画 事業名	関係部		
区政における 位置付け			
DX 推進方針 との対応			
事業のねらい	本事業のねらいや方向性、期待する効果等を示します。		
これまでの取組や成果	・ 令和3年度(2021年度)までのまでの取組内容・成果を示します。		
主な実施予定 内容	令和 4 年度(2022 年度)~令和 5 年度(2023 年度)		
	本事業に関連する主な実施予定内容を示します。		

	令和 4 年度(2022 年度)	令和 5 年度(2023 年度)
取組予定 内容	実施予定内容ごとの取組	組予定内容を示します。